和歌山県後期高齢者医療広域連合告示第１０号

和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１９年条例第２４号）第６条の規定に基づき、令和３年度における人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表する。

令和４年６月２３日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長　尾　花　正　啓

令和３年度における人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等の状況について、和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和３年度の状況を次のとおり公表します。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）職員の任免

広域連合の職員は、地方自治法第２５２条の１７の規定に基づき、広域連合を構成する県内市町からの派遣職員で構成されており、職員は、派遣元市町と広域連合との身分を併任しています。令和３年度は、構成市町からの派遣職員５名を新たに広域連合職員に任命しました。

（２）職員数

広域連合の職員数は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例で定められており、定数１８人に対し、令和３年度末の職員数は１８人となっています。

職　　名	人数
事務局長	１
事務局次長兼会計管理者	１
課長	２
主幹	０
班長	５
主査	２
主事	７
計	１８

（令和３年度末　単位：人）

２　職員の人事評価の状況

職員の人事評価については、派遣元市町においてそれぞれ実施されています。広域連合としては、派遣元市町から依頼があれば、第一次評価の実施や勤務状況及びその他人事評価に必要な事項を派遣元市町へ報告しています。

３　職員の給与の状況

職員の給与（各種手当を除く。）は、派遣元市町から支給されています。

各種手当については、派遣元市町と締結する派遣協定書に基づき、派遣元市町と広域連合が分担して支給しています。

なお、派遣元市町が支給及び支出した人件費を広域連合から給与等負担金として支払うことにより、派遣職員の給与（各種手当を含む。）は広域連合が負担しています。

令和３年度人件費決算額　１２６，９０７，８５１円

※人件費には特別職（議員、各種委員）に支給される報酬は含まれていません。

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間や休暇等は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び同施行規則で定めています。

（１）職員の勤務時間

１週間の勤務時間	３８時間４５分
開始時刻	午前９時
終了時刻	午後５時４５分
休憩時間	午後零時から午後１時

（２）職員の休暇等

休暇の取扱いについては、派遣元市町の規定によるものとし、その承認は、広域連合が行うこととなっています。

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限及び懲戒処分については、派遣元市町の関係規定を適用し、派遣元市町と広域連合が協議のうえ、派遣元市町が行うものとされています。

（１）職員の分限処分

分限処分とは、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行われる処分です。

令和３年度において、処分はありません。

（２）職員の懲戒処分

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反などに対して、公務における規律と秩序を維持するために職員の責任を追及する処分です。

令和３年度において、処分はありません。

6　職員の服務の状況

職員は、住民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正に、かつ、能率的に職務を遂行するよう努めなければなりません。また、公務員として、法令及び上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務、職務に専念する義務のほか、信用失墜行為及び争議行為の禁止、政治的行為や営利企業等での従事も制限されています。また、民間企業の勤労者とは異なり、様々な服務上の制約が課されています。

服務規律の確保に向けた令和３年度の取組状況としては、機会を捉えて服務規律の確保の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

7　職員の研修の状況

職員の研修については、広域連合で障害の理解に関する研修を実施したほか、給付、資格、賦課、収納業務に係る電算処理システム研修など業務運営に係る知識の習得、技能の向上を図るための研修に参加するとともに、勤務能率の発揮及び増進を目的に各職員の派遣元市町で行われている様々な研修に参加しています。

8　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）職員の福利厚生

職員の相互共済及び福利増進等を目的とした福利厚生制度及び共済組合制度などの諸制度については、各職員とも派遣元市町の制度に加入しています。

（２）職員の安全衛生管理

職員の健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に努めています。職員の健康の保持にあたっては、職員の派遣元市町が実施する健康診断等を受診しています。

（３）職員の災害補償

公務上又は通勤途上の災害を受けた職員に対し、地方公務員災害補償法に基

づく療養補償、休業補償等の各種補償を行います。

令和３年度における公務災害は０件、通勤災害は１件でした。

（４）利益の保護（公平委員会に関すること）

職員は、勤務条件に関する措置要求及び苦情相談、不利益処分に対する審査請求を公平委員会に対して行うことができます。広域連合は、和歌山県人事委員会に公平委員会の事務を委託して処理をしています。

和歌山県人事委員会からの公平委員会の業務に関する状況報告では、令和３年度における勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する審査請求事案はありませんでした。